

## 電気事業法等に基づく手続きの相談・届出について

令和2年3月31日  
関東東北産業保安監督部  
電力安全課

日頃より、電気保安行政にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。  
昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各地で外出自粛要請等が出されているところ  
です。

このような状況を踏まえ、関東東北産業保安監督部・電力安全課で受付をしております手  
続きについての相談や申請・届出は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に重要な時期であ  
ることから、当面の間、原則、電話・郵送にて対応をお願いすることといたしましたので、  
お知らせいたします。

### 【電力安全課で受付を行っている手続例】

- ・保安規程届出書
- ・保安規程変更届出書
- ・主任技術者選任又は解任届出書
- ・主任技術者兼任承認申請書
- ・主任技術者選任許可申請書
- ・主任技術者外部委託承認申請書
- ・需要設備の廃止報告書
- ・発電所の廃止報告書
- ・自家用電気工作物使用開始届出書
- ・定期事業者検査時期変更承認申請書
- ・ばい煙（騒音・振動）発生施設の変更届出書
- ・工事計画届出書
- ・電気事故詳報
- ・電気工事業に関する登録・届出
- ・PCB含有電気工作物に関する届出

※主任技術者免状交付申請に関しては、下記の問い合わせ先まで電話でお問い合わせ下さ  
い。

（郵送で送付いただく際のお願い）

- ・届出書類は、正副2部及び返信用の封筒（切手貼付、返信の宛先を記載して下さい。）を  
同封して送付下さい。
- ・不明点がありましたら電話にて問い合わせをさせていただきますので、必ず連絡先の電話  
番号及び担当者名の記載もお願いいたします。

(手続き方法についてのご案内)

- ・ 自家用電気工作物に関する手続きの方法

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/jikayou00.html>

- ・ 電気工事業法の申請・届出等の手引き

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/kojigyo/200606kojigyo.htm>

- ・ PCB含有電気工作物に関する手続きの方法と様式

[https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb\\_index.html](https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html)

不明点や疑問点について、以下のホームページのQ&Aも、ご参照願います。

- ・ 自家用電気工作物に関して

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/QA.pdf>

- ・ 電気工事業に関して

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/files/kouzi-gyo-QA201803.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/kouzi-gyo-QA201803.pdf)

(相談・問い合わせ・郵送先)

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課

住 所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

TEL：048-600-0386（電気事業用電気工作物関係）

TEL：048-600-0387（電気事故・電気主任技術者免状・電気工事2法・PCB関係）

TEL：048-600-0388（自家用電気工作物関係）

TEL：048-600-0392（発電所関係、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状関係）

FAX：048-601-1300（発電所関係以外）

FAX：048-601-1301（発電所関係）

関東東北産業保安監督部の所管は、茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県の富士川以東の事業場になります。

※東北地方（青森県・秋田県・岩手県・宮城県・福島県・新潟県）の事業場に係る手続きは、関東東北産業保安監督部・東北支部（電話：022-221-4948）へお問い合わせ下さい。

以上、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。